

<事業実績報告に必要な書類>

※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書※
- 受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書※
- 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
- 交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
- 工事についての領収書*、経費についての内訳の写し
*やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後1カ月以内に、施工業者から申請者宛での領収書の写しを提出する必要があります。
- 措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
- 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- 講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

よくある質問(Q&A)

Q1 複数の事業場を保有する事業者の場合、中小企業事業主の判断はどうすればよいですか？

A：申請対象の事業場だけでなく、**企業全体の資本金と労働者数で判断**します。
なお、中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。

Q2 テナントに出店している事業者や貸しビルに入居している事業者も申請できますか？

A：施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

Q3 新築時などに、喫煙室以外の工事と同時に喫煙室の工事を実施する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工していたら、申請できないのでしょうか？

A：交付決定時点で未着工の部分に限り、申請できます。

Q4 平成27年度から助成対象となった「屋外喫煙所」について、構造の要件はありますか？

A：床、壁および天井で囲まれた閉鎖系の構造物であり、具体的には、屋外に**ユニットハウス、プレハブ、コンテナ、ブース**を活用した喫煙所を設置した場合、または、**屋内に隔離された喫煙区域を設定し屋外側に出入口を設けた場合**が、助成対象となります。

Q5 喫煙室を設置した事業場を引き払うことにしたのですが、手続きは必要ですか？

A：助成金を交付した年度の終了後5年を経過していない場合は、財産処分の制限があるので、都道府県労働局長の承認を受けてください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ この助成金の交付を受けても、**政治資金規正法第22条の3第1項による寄附の制限は受けません。**
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求められることがあります。
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。